

種苗法登録品種の取り扱いについて

最近育成された新しい品種は、種苗法に基づき品種登録されています。本冊子掲載品種のうち「さえみどり」、「つゆひかり（登録申請中）」「香駿」「おくひかり」とび「さわみづか」は、種苗法登録品種（以下「登録品種」という）です。種苗法においては品種育成者の権利保護のため、品種育成者の許諾無しに登録品種の種苗を増殖、譲渡する事が禁じられています。この場合の譲渡は有償無償を問ないので、生産者個人が栽培している登録品種を育成者に無断で第三者にただで苗木や穂木を与えることも違法となります。ただし、農業者が自家用（自己の経営内での利用）に増殖することは規制されません。

種苗法では、育成者には育成者権を侵害した者に対する差止請求権及び損害賠償請求権を与えており、さらに育成者権侵害者（種苗法第2条第4項第1号の行為による）に対して罰則規定が明記されています。このように育成者権は強く保護されているので、登録品種の取り扱いには十分注意する必要があります。

では、登録品種の苗はどのように入手したらよいのでしょうか。育成者は、登録品種の利用について専用利用権の設定又は通常利用権の許諾の契約を他人とする事ができます。つまり、育成者と登録品種の利用について許諾契約した者は、その品種の種苗を生産販売することができます。例えば「おくひかり」については、育成者である静岡県は静岡県経済連及び中川根町と通常利用権の許諾契約を結んでいます。従って「おくひかり」の苗は、静岡県経済連又は中川根町から購入することができます。

静岡県経済連は、本冊子掲載品種及びその他主要品種の苗を取り扱っているので、登録品種の苗を購入する場合は、地元農協を通して申し込むのが安全であり、確実に入手できます。

不明な点は、育成者又は静岡県経済連に問い合わせ下さい。

種苗法（抜粋）

- 第2条第4項 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。
一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
二（省略）
- 第20条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。（以下省略）
- 第26条 育成者権者は、その育成者権について他人に通常利用権を許諾することができる。
2 通常利用権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録品種等を利用する権利を有する。
- 第33条第1項 育成者権者又は専用利用権者は、自己の育成者権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- 第34条第2項 育成者権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録品種等の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- 第56条 第2条第4項第1号に掲げる行為を行い育成者権又は専用利用権を侵害した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。